

食品安全委員会の運営について（平成27年1月～3月）

1. 食品安全委員会の開催

1月：第543回～第546回

(1) 食品健康影響評価の要請案件

添加物（1品目）	・硫酸亜鉛
農薬（11品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・アミスルブロム ・エトフェンプロックス ・チアメトキサム ・ピコキシストロビン ・フルオピラム ・ベンチアバリカルブイソプロピル ・イソフェタミド ・ジエトフェンカルブ ・トリフロキシストロビン ・フェンヘキサミド ・フロメトキン
動物用医薬品（1品目）	・イプロニダゾール
プリオン（2案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用生物由来原料基準の一部改正 ・スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件

添加物（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・グルコン酸亜鉛 <u>病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量に関する上限値を0.63 mg/kg 体重/日（亜鉛として）と設定する。</u> <u>また、一般摂取者に対しては、通常の食事から摂取されている亜鉛の量を考慮し、亜鉛の摂取が過剰にならないよう、適切な注意喚起が行われるべきである。</u> <u>なお、病者用総合栄養食品摂取者及び一般摂取者の両者に対する亜鉛の摂取量の上限値は、18歳以上の成人を対象としたものである。亜鉛は生物学的に必須な栄養成分ではあるが、小児、乳児、妊婦及び授乳婦の亜鉛の摂取が過剰にならないよう、適切な注意喚起が行われるべきである。</u> ・ケイ酸カルシウム <u>添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はない。</u>
農薬（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・フルピラジフロン <u>ADIを0.031 mg/kg 体重/日、ARfDを0.35 mg/kg 体重と設定。</u>
農薬及び動物用医薬品（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・スピノサド <u>ADIを0.024 mg/kg 体重/日と設定。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・デルタメトリン及びトラロメトリン <u>グループADIを0.0075 mg/kg 体重/日、グループARfDを0.01 mg/kg 体重と設定。</u>
動物用医薬品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケトプロフェンを有効成分とする豚の注射剤（ディニタル） <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u>
微生物・ウイルス（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・清涼飲料水の規格基準（保存基準）の一部改正 <u>評価対象の清涼飲料水については、適切な除菌が行われることが確保されることを前提とすれば、10℃以下という保存基準の対象外としたとしても、当該清涼飲料水の摂取による人の健康へのリスクが高まるとは考え難い。したがって、本改正については食品安全委員会第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</u> <u>なお、清涼飲料水の安全確保については、規格基準に基づいた適切な原水の確保が重要であることから、引き続き原水の管理を適切に行うことが望ましい。</u>
遺伝子組換え食品等（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・AHD株を利用して生産されたL-ヒドロキシプロリン <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断。</u> ・ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断。</u> ・チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP-004114-3) <u>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断。</u> ・GLU-No. 6株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム <u>「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断。</u>

特定保健用食品（1品目）	・朝食プロバイオティクスヨーグルト BifiX <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。</u>
--------------	--

(3) その他

- ・山口大臣による挨拶
- ・食品安全関係情報（11月29日～12月19日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成26年12月分）について報告
- ・企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について報告
- ・ポーランド産牛肉の混載事例について報告

2月：第547回～第550回

(1) 食品健康影響評価の要請案件等

農薬（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,3-ジクロロプロペン ・ テブコナゾール ・ ビシクロピロン ・ フルピラジフロン ・ ベンゾベンジフルピル
動物用医薬品（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準にクロルスロン試験法を追加すること
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓
遺伝子組換え食品等（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリングリシン ・ GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等

添加物（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ クエン酸三エチル <p><u>添加物として適切に使用される限りにおいて、安全性に懸念がないと考えられ、ADIを特定する必要はないと判断。</u></p>
農薬（4品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1-ナフタレン酢酸ナトリウム <p><u>ADIを0.15 mg/kg 体重/日、ARfDを0.15 mg/kg 体重と設定。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ キンクロラック <p><u>ADIを0.34 mg/kg 体重/日、ARfDを1.5 mg/kg 体重と設定。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シクロプロトリン <p><u>ADIを0.085 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メソトリオン <p><u>ADIを0.003 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u></p>
動物用医薬品（2案件、1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分（34成分） <p><u>動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スピノサドを有効成分とする鶏舎噴霧剤（エコノサド） <p><u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると判断。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準にクロルスロン試験法を追加すること <u>本件については、新たに開発された試験法を追加するものであり、規格そのものを変えるわけではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>
微生物・ウイルス (1案件)	<ul style="list-style-type: none"> ・豚の食肉の生食 <ul style="list-style-type: none"> ①豚の生肉や内臓には、内部までE型肝炎ウイルス（HEV）や寄生虫などの危害要因が存在することから、リスクが高く、生食を禁止することは妥当。 ②厚生労働省の想定している63℃30分の加熱条件はリスクの低減に一定の効果があるが、HEVの加熱抵抗性に係る知見は限られており、一律の加熱殺菌条件は示すことはできない。 ③調理時には、家庭においても現実的なより高い温度での加熱や、生の豚肉と他の食品との交差汚染を避けることが重要。 ④野生鳥獣の食肉（いわゆるジビエ）についても、豚肉と同様にリスクが高く、十分な加熱を徹底することについて、リスク管理機関において適切な対応が重要。
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用生物由来原料基準の一部改正 <u>本改正は、最新の科学的知見及び国際的動向等を踏まえ、動物用生物由来原料基準を明確化するものであり、本改正により、反すう動物へのTSEの感染リスクが増加するものではないことから、本事項は食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
特定保健用食品（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・キリン 午後の紅茶 ヘルシーストレート <u>提出された資料に基づく限りにおいて安全性に問題はないと判断。</u>

(3) その他

- ・平副大臣、松本大臣政務官による挨拶
- ・「自ら評価」の審議の結果、以下のとおり決定。
 - ①本年度の「自ら評価」の案件候補を「フモニシン」とし、意見・情報の募集手続に入る。
 - ②「食品添加物や食物アレルギー」については、積極的に科学的知見の収集に努める。
 - ③「ノロウイルス」及び「カンピロバクター」については、リスク管理機関と積極的に意見交換を行い、今後の方策について検討を行う。
 - ④「いわゆる健康食品」については、健康食品全般の安全性について食品安全委員会としての見解を取りまとめる。
- ・食品安全関係情報（12月20日～1月9日収集分、1月10日～1月30日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年1月分）について報告
- ・平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定

3月：第551回～第555回

(1) 食品健康影響評価の要請案件等

農薬（3品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・オキサチアピプロリン ・フルオピコリド ・マラチオン
動物用医薬品（5品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ツラスロマイシン ・ツラスロマイシンを有効成分とする牛の注射剤（ドラクシンC） ・2-10-性腺刺激ホルモン放出ホルモン類縁体・ジフテリアトキソイド結合物を有効成分とする牛の注射剤（ボプリバ） ・イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与薬（エクイマックス）の再審査 ・d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）の再審査
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・NZYM-R0株を利用して生産された6-α-グルカノトランスフェラーゼ
肥料（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料検査法の変更（主成分等の測定方法の変更）
飼料添加物（2品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・アビラマイシン ・モネンシン
対象外物質（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ラクトフェリン

(2) 食品健康影響評価の結果通知案件等

農薬（11品目）	<ul style="list-style-type: none"> ・ジフェノコナゾール ADIを0.0096 mg/kg 体重/日、ARfDを0.25 mg/kg 体重と設定。 ・フルキサピロキサド ADIを0.021 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重と設定。 ・マラチオン <u>「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）の「委員会が関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないとき」に該当し、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u> ・フルピラジフロン ADIを0.031 mg/kg 体重/日、ARfDを0.35 mg/kg 体重と設定。
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> • アシベンゾラル-S-メチル <u>ADIを0.077 mg/kg 体重/日、ARfDを0.5 mg/kg 体重と設定。</u> • ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート <u>グループADIを0.004 mg/kg 体重/日、グループARfDを0.1 mg/kg 体重と設定。</u> • フェンメディファム <u>ADIを0.046 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> • フルオキサストロビン <u>ADIを0.015 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> • プロヘキサジオンカルシウム塩 <u>ADIを0.2 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> • ヘキシチアゾクス <u>ADIを0.028 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u> • メトラフェノン <u>ADIを0.24 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断。</u>
<p>動物用医薬品 (3品目、1案件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • セフチオフル <u>ADIを0.05 mg/kg 体重/日と設定。</u> • イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）の再審査 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u> • d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）の再審査 <u>本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。</u> • 使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分（10成分） <u>10成分中9成分については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす各影響の内容及び程度が明らかである時に該当。残りの1成</u>

	<u>分は物質が特定できないことから評価困難。</u>
プリオン（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> 豚及び家きん由来混合血粉等の豚等用飼料としての利用 <u>豚のみ又は家きんのみ由来する血液から製造される血粉及び血しょうたん白は、牛などを除く家畜用飼料としての利用が既に認められており、今回の見直しに伴って、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としたこれまでの評価結果が変わるものではないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当。</u>
肥料（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> 肥料検査法の変更（主成分等の測定方法の変更） <u>本件については、試験方法の変更であり、食品健康影響評価結果に基づいて行われる行政対応を担保するために策定される施策に当たるため、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当。</u>
遺伝子組換え食品等（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ステアリドン酸産生ダイズMON87769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種 <u>「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断。</u>
飼料添加物（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> アビラマイシン <u>本件については、製造用原体の製造の方法の基準にソイビーンミルランを加える方法を追加するものであり、ソイビーンミルランは、飼料として使用されており、アビラマイシン製剤の賦形物質等としても既に使用されていることから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。</u>
対象外物質（1品目）	<ul style="list-style-type: none"> ラクトフェリン <u>動物用医薬品として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられ、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当。</u>
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品（1案件）	<ul style="list-style-type: none"> 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性 ① <u>評価要請の対象である、高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食品は、2009年9月に製造販売が中止され、既に流通しておらず、食品健康影響評価の対象が存在していない。このため、現状では国民がばく露する可能性はなく、更なるデータの入手は不可能である。</u> <u>また、摂取した期間、量、年齢等が人により異なるとともに、各人の背景（生活条件等の交絡要因）が様々であるため、過去に摂取した個人の生涯発がんリスクを判断することは困難である。したがって、高濃度にDAGを含む食品についてばく露評価を行うことができず、食品健康影響評価を完結することはでき</u>

なかった。

- ② なお、高濃度にDAGを含む食品の食品健康影響評価のほか、DAG油についての発がんプロモーション作用や、食用油に不純物として含まれている可能性のあるグリシドール脂肪酸エステルに関する知見等について、参考として取りまとめた。すなわち、
- ・ ヒトが通常食品としてDAG油を摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できる。
 - ・ 我が国で現在流通している食用油に含まれるグリシドール脂肪酸エステル濃度は低く、過大に見積もって試算しても、ばく露マージン（MOE）は10,000を僅かに下回ると試算され、一定のばく露マージンが確保されていた。これらの結果は、現在使用されている食用油の摂取について、直接健康影響を示唆するものではないが、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りグリシドール脂肪酸エステルの低減に努める必要がある。

(3) その他

- ・平成27年度食品安全委員会運営計画を決定
- ・平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件を「フモニシン」と決定
- ・平成27年度食品健康影響評価技術研究の新規対象課題を決定
- ・平成27年度食品安全確保総合調査対象課題を決定
- ・平成26年度食品健康影響評価技術研究課題の中間評価を決定
- ・食品安全関係情報（1月31日～2月13日収集分・2月14日～2月27日収集分・2月28日～3月13日収集分）について報告
- ・「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年2月分）について報告
- ・食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成26年8月実施）の結果を報告
- ・平成27年度食品安全モニターの依頼について報告

2. 専門調査会の運営

調査会名	開催回数	調査審議案件	
企画等	専門調査会	1回	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定 平成27年度食品安全委員会運営計画 平成26年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画
	リスクコミュニケーションのあり方に関するWG	2回	<ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションのあり方に関するワーキンググループの設置経緯 食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する取りまとめ案 食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書案
添加物	専門調査会	3回	<ul style="list-style-type: none"> 1-メチルナフタレン 過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1、1-ジホスホン酸、オクタン酸、酢酸、過酸化水素）
	栄養成分関連添加物WG	2回	<ul style="list-style-type: none"> 栄養成分関連添加物ワーキンググループの設置経緯、座長の選出 亜セレン酸ナトリウム 硫酸亜鉛
農薬	幹事会	4回	<ul style="list-style-type: none"> アシベンゾラル-S-メチル ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート フェンメディファム フルオキサストロビン プロヘキサジオンカルシウム塩 ヘキシチアゾクス メトラフェノン キンクロラック シクロプロトリン メソトリオン イタコン酸 グリセリン酢酸脂肪酸エステル ポリグリセリン脂肪酸エステル ジフェノコナゾール フルキサピロキサド イソキサフルトール ジエトフェンカルブ テプラロキシジム トリアファモン アミスルブロム エトフェンプロックス

評価第一部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ジエトフェンカルブ ・ピコキシストロビン
評価第二部会	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・クロルプロファミ ・イソフェタミド
評価第三部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・イソキサフルトール ・クロフェンテジン ・ピロキロン
評価第四部会	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・トリアファモン ・フロメトキン ・グリホサート ・フルアジホップ
動物用医薬品	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・クロサンテル ・フルアズロン ・メトクロプラミド
器具・容器包装	1回	・ポリエチレンナフタレート（PEN）を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
化学物質・汚染物質	1回	・平成25年度食品健康影響評価技術研究 研究報告
微生物・ウイルス （薬剤耐性菌WGを除く。）	1回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24～25年度 食品健康影響評価技術研究 研究報告 ・クドア属粘液胞子虫
プリオン	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用生物由来原料基準の一部改正 ・スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ・ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓
かび毒、自然毒等	1回	・平成26年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補（かび毒・自然毒等関連）
遺伝子組換え食品等	3回	<ul style="list-style-type: none"> ・アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ（SP S-00E12-8） ・NZYM-S0株を利用して生産されたα-アミラーゼ ・DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン、GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム ・<i>Aspergillus oryzae</i> NZYM-SP株を利用して生産されたアスパラギナーゼ ・NZYM-R0株を利用して生産された6-α-グルカノトランスフェラーゼ
新開発食品	1回	・葛のめぐみ
肥料・飼料等 （薬剤耐性菌WGを除く。）	2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ロメフロキサシン ・エンロフロキサシン ・エンロフロキサシンを有効成分とする豚の注射剤（バイトリル ワンジェクト注射液）
薬剤耐性菌WG （肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同）	1回	・豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤に係る薬剤耐性菌

3. 意見交換会の開催等

(1) 意見交換会等（全5回、うち委員0回）

開催日	開催地	意見交換会名	共催団体
1/15	宮城県	食の安全安心セミナー 食品中の放射性物質に関する現状と課題	消費者庁 厚生労働省 農林水産省 宮城県
1/23	福井県	食品安全委員会 in 福井県 食品のリスクを考えるフォーラム ～食品添加物について知ろう！考えよう！～	福井市
1/23	長野県	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	消費者庁 厚生労働省 農林水産省 長野県
1/30	熊本県	食品安全委員会 in 熊本県 食品のリスクを考えるフォーラム ～遺伝子組換え食品について学ぼう～	熊本県
2/12	福島県	食品に関するリスクコミュニケーション 食品中の放射性物質に対する取組について	消費者庁 厚生労働省 農林水産省 福島県

(2) 講師派遣 (全18回、うち委員3回)

開催日	開催地	講演会名	依頼元
1/15	茨城県	環境リスク研究センター・環境研究センター合同セミナー ※佐藤委員	(独) 国立環境研究所
1/21	岡山県	平成26年度給食施設調理従事者研修会	岡山市
1/22	奈良県	ジュニア食品安全ゼミナール	奈良県
2/3	千葉県	食の安全・安心講演会	柏市
2/5	愛知県	食品に関するリスクコミュニケーション	豊田市保健所
2/9	神奈川県	第27回地研全国協議会関東甲信静支部細菌研究部会総会・研究会	地研全国協議会関東甲信静支部 (川崎市健康安全研究所)
2/10	東京都	平成26年度食品衛生監視員研修 (中級)	東京都健康安全研究センター
2/12	東京都	一般社団法人日本乳容器・機器協会平成26年度会員向けセミナー	(一社) 日本乳容器・機器協会
2/12	岡山県	農薬に関する意見交換会	岡山県
2/20	東京都	第22回学術講演会 ※佐藤委員	(公財) 食品農医薬品安全性評価センター
2/24	長崎県	「長崎県ジュニア食品安全教室」 in野母崎中学校	長崎県
2/28	千葉県	日本幼少児健康教育学会第33回大会【春季・野田大会】 ※佐藤委員	東京理科大学
3/4	青森県	平成26年度鱒ヶ沢町「地域経営」担い手育成システム確立促進事業研修会	鱒ヶ沢地域担い手育成総合支援協議会
3/6	東京都	「大学における公共獣医事教育推進委託事業」事前講義プログラム	東京大学
3/9	高知県	高知市ジュニア食品安全ゼミナール	高知市保健所

3/11	東京都	「大学における公共獣医事教育推進委託事業」事前講義プログラム	東京大学
3/11	東京都	第5回 食の安全セミナー	江東区保健所
3/29	東京都	アドバイザースタッフ研究会2015年春期研修会（東京Ⅱ）	アドバイザースタッフ研究会